

児童福祉施設等（児童養護施設） 2 施設

【桜区】

施設名	施設の経営主体	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
さいたま市児童養護施設カ ルテット	社会福祉法人 浦和福祉会	一般指導監査	令和4年11月10日	当期末支払資金残高が運営費（措置費）収入の30%を超えていますので、決算時には30%以下の保有となるよう適正に運営してください。	当期末支払資金残高が運営費収入の30%を超える時は、計画を立てて積立を行う等、適正に処理を行います。

【緑区】

施設名	施設の経営主体	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
児童養護施設ホザナ園	社会福祉法人 ホザナ園	一般指導監査	令和4年8月31日	①消火・避難訓練が行われていない月があります。児童福祉施設等は消火訓練と避難訓練をそれぞれ月一回以上実施する義務がありますので、実施してください。 ②実施した消火・避難訓練の内容・反省点を含めた実施記録を整備してください。 ③給食食材の購入や納品の際は、賞味期限等を漏れなく確認のうえ検収し、記録してください。	①実施いたします。 ②整備いたします。 ③そのようにいたします。